

※政令・通達改正に係る訂正は波線で、誤植に係る訂正は下線で表示しております。

◆第 3 章 関税定率法

頁	新	旧
359	[(2)関税割当ての対象貨物] 内、糖みつを削除し、品目区分の数も合わせて変更。	
	(2)関税割当ての対象貨物 関税割当ての対象貨物は、…(中略)…ミルク及びクリーム、乾燥豆、とうもろこし、麦芽、でん粉、落花生、<u>こんにゃく芋</u>、<u>牛革</u>、革製はき物等 <u>22 品目</u> 区分が掲げられている《政令第 1 条第 1 項、別表》。	(2)関税割当ての対象貨物 関税割当ての対象貨物は、…(中略)…ミルク及びクリーム、乾燥豆、とうもろこし、麦芽、でん粉、落花生、<u>こんにゃく芋</u>、<u>糖みつ</u>、<u>牛革</u>、革製はき物等 <u>23 品目</u> 区分が掲げられている《政令第 1 条第 1 項、別表》。

◆第 4 章 関税暫定措置法

頁	新	旧
532	[2. 軽減税率の適用手続を要する貨物]内、(1)～(17)まで列挙された物品の内、[(10) 糖みつ(アルコール製造用のもの)]を削除し、糖みつより後の物品について番号	
533	を全て繰り上げ、注についても番号を繰り上げる。	
	2. 軽減税率の適用手続を要する貨物 (1)～(8):省略 (9) でん粉(でん粉糖、デキストリン等製造用のもの) <u>(10)</u> ココアを含有する調製食料品(チョコレート製造用のもの) <u>(11)</u> トマトピューレー及びトマトペースト(トマトケチャップ等製造用のもの) <u>(12)</u> 揮発油(軽質油のもの)(石油化学製品製造用のもの) <u>(13)</u> 灯油(石油化学製品製造用のもの) <u>(14)</u> 軽油(石油化学製品製造用のもの) <u>(15)</u> 重油及び粗油(農林漁業の用に供されるもの) <u>(16)</u> 鉛の塊(課税価格が 165.37 円/kg を超えるもの)(電解精製用のもの) (注) (1)から<u>(11)</u>までの物品は、関税割当制度の対象物品である。	2. 軽減税率の適用手続を要する貨物 (1)～(8):省略 (9) でん粉(でん粉糖、デキストリン等製造用のもの) <u>(10)</u> <u>糖みつ(アルコール製造用のもの)</u> <u>(11)</u> ココアを含有する調製食料品(チョコレート製造用のもの) <u>(12)</u> トマトピューレー及びトマトペースト(トマトケチャップ等製造用のもの) <u>(13)</u> 揮発油(軽質油のもの)(石油化学製品製造用のもの) <u>(14)</u> 灯油(石油化学製品製造用のもの) <u>(15)</u> 軽油(石油化学製品製造用のもの) <u>(16)</u> 重油及び粗油(農林漁業の用に供されるもの) <u>(17)</u> 鉛の塊(課税価格が 165.37 円/kg を超えるもの)(電解精製用のもの) (注) (1)から<u>(12)</u>までの物品は、関税割当制度の対象物品である。

頁	新	旧
541	Check！ 平成 23 年度法令改正による原産地規則の主な改正（繊維製品に関する原産地規則の緩和）内、②について、※以下の記述を追加。	
	Check！ 平成 23 年度法令改正による原産地規則の主な改正 （繊維製品に関する原産地規則の緩和） ① 省略 ② ニット製品の品目別原産地規則の適用を緩和し、3 工程以外からのものでも原産品となった。 ニット製品（第 61.13 項を除く第 61 類の産品）に対し、現状は特惠受益国で羊毛等の繊維等から製造（繊維→糸→編物→衣類の 3 工程）する必要があったが、糸から製造（糸→編物→衣類の 2 工程等）する場合でも原産品となることとなった《暫定規則別表第 61 類》。 <u>※ 平成 27 年度の関税等改正において、関税暫定措置法施行規則の別表が改正され、ニット製衣類（HS 61 類）の原産地規則を 2 工程（生地製造、縫製）から 1 工程（縫製）のみに緩和された。</u> ③ 省略	Check！ 平成 23 年度法令改正による原産地規則の主な改正 （繊維製品に関する原産地規則の緩和） ① 省略 ② ニット製品の品目別原産地規則の適用を緩和し、3 工程以外からのものでも原産品となった。 ニット製品（第 61.13 項を除く第 61 類の産品）に対し、現状は特惠受益国で羊毛等の繊維等から製造（繊維→糸→編物→衣類の 3 工程）する必要があったが、糸から製造（糸→編物→衣類の 2 工程等）する場合でも原産品となることとなった《暫定規則別表第 61 類》。 ③ 省略

◆第 6 章 外国為替及び外国貿易法

頁	新	旧
599	[5. 少額貨物] のただし書（下から 4 行目）の根拠規定を一部修正。	
	5. 少額貨物 輸出令別表第 1 の 5 から 13 まで又は 15 の項に掲げる貨物（外国向け仮陸揚貨物を除く。）…（中略）…仕向地とするものを除く。 ただし、輸出管理徹底国以外の地域を仕向地とする貨物については、前記 3. の大量破壊兵器等に係る補完的輸出規制の発動要件のいずれにも該当しない場合及び前記 4. の通常兵器に係る補完的輸出規制の発動要件のいずれにも該当しない場合（国連武器禁輸国以外の地域を仕向地とする貨物については、インフォーム要件に該当しない場合）に限る《輸出令第 4 条第 1 項第 4 号》。	5. 少額貨物 輸出令別表第 1 の 5 から 13 まで又は 15 の項に掲げる貨物（外国向け仮陸揚貨物を除く。）…（中略）…仕向地とするものを除く。 ただし、輸出管理徹底国以外の地域を仕向地とする貨物については、前記 3. の大量破壊兵器等に係る補完的輸出規制の発動要件のいずれにも該当しない場合及び前記 4. の通常兵器に係る補完的輸出規制の発動要件のいずれにも該当しない場合（国連武器禁輸国以外の地域を仕向地とする貨物については、インフォーム要件に該当しない場合）に限る《輸出令第 4 条第 1 項第 5 号》。

頁	新	旧
611	[6]輸入承認の特例 内【特例の適用除外貨物】の(2)ワシントン条約該当貨物について、下記の通りに変更。	
	(2)ワシントン条約該当貨物。ただし、 <u>再輸入貨物(輸入令別表第1第17号の2。以下同じ。)</u> 及び <u>携帯品又は別送品(ただし、一時的に出国して入国する者及び船舶等の乗組員については、本邦を出国する際に携帯又は別送した貨物を再輸入する場合等に限る。)</u> を除く。	(2)ワシントン条約該当貨物。ただし、 <u>再輸入貨物(輸入令別表第1第17号の2。以下同じ。)</u> 及び <u>非居住者による入国の際の携帯品又は別送品を除く。</u>